

青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

国の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）による書面掲示等のアナログ規制の点検・見直し方針に基づき、令和5年12月26日に「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）が一部改正されたことに伴い、「青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」について、所要の改正をするために制定するものである。

2 改正内容

（1）重要事項の公開に係る改正

〔第23条〕

○運営規程の概要等の重要事項について、施設への掲示に加え、インターネットでの公開を義務付け

【改正内容】 重要事項を掲示しなければ → 重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない
ならない

（参考）青森市内の施設については、「ここ de サーチ」（子ども・子育て支援情報公表システム）により、重要事項のインターネット公開は実施済

（2）電磁的方法による書類の交付方法に係る改正

〔第53条第2項第2号〕

○電磁的方法による書類の交付方法について、特定の媒体の種類を示さない規定に変更

【改正内容】 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイル → 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイル

3 施行期日

- ・第23条（重要事項の公開に係る改正） 令和6年4月1日
- ・第53条（電磁的方法による書類の交付方法に係る改正） 公布の日